

NC－VISAカード会員規約（一般条項）

第1条（会員資格）

- 本人会員とは、本規約を承認の上、協同組合エヌシーリンク（以下「当組合」という）にNC－VISAカード（以下「カード」という）のカード会員として入会を申込み、当組合が入会を認めた方を言います。
- 家族会員とは、本人会員が代金の支払いその他一切の責任を引き受けることを承認した家族で、当組合が適格と認めた方を言います。
- 家族会員の支払責任は、自己の利用に基づく債務に限られます。
- 本人会員と家族会員（以下「会員」という）にそれぞれカードを発行します。

第2条（カードの貸与・有効期限）

- 当組合は、会員本人に当組合が発行するカードを貸与します。なお、カードの所有権は当組合に帰属します。
- 当組合よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身の署名をするものとします。
- 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・管理するものとします。
- カードは、カード表面に印字された本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡・質入れ或いは担保提供等カードの占有を第三者に移転させることは出来ません。
- カードの使用・管理に際し会員が前（3）項または（4）項に違反した場合は、その違反に起因してカードが不正に利用されたときは、会員はそのカード利用代金について全て支払の責を負うものとします。
- カードの有効期限はカードに表示し、当組合が引き続き会員として認めた場合に当組合所定の時期に更新するものとします。更新された場合には引き続き本規約を適用し、以後も同様とします。なお、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用します。

第3条（暗証番号の登録）

- 会員は入会申込時に当組合所定の方法によりカードの暗証番号を届け出るものとします。ただし、届出がない場合には、当組合所定の方法により登録するものとします。
- 暗証番号は他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- カード使用の際入力された暗証番号と登録された暗証番号との一致を確認してカードが盗用された場合、暗証番号につき盗用その他事故が有っても、会員がその代金について全て支払の責を負うものとします。

第4条（カードの利用可能額）

カード利用代金の利用可能額は、本人会員・家族会員のカード利用額を合算して当組合が審査し別途通知した所定の利用可能額以内とします。会員が、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用することを禁止します。

第5条（カードの機能）

会員は本規約の規定に基づきカードを利用して、日本国内及び日本国外の下記①と②に記載した加盟店（以下総称して「加盟店」という）において商品の購入、サービスの提供（以下、総称して「カードショッピング」という）を受けることができます。
①当組合と契約した加盟店並びに協同組合連合会日本商店連盟（以下「日商連」という）が契約した日商連全国加盟店（以下総称して「NC加盟店」という）
②三井住友カード株式会社（以下「VISA」という）と契約した加盟店及びVISA提携カード会社と契約した加盟店、さらに、VISAInternationalServiceAssociation（以下「VISAInternational」という）と提携した日本国内及び国外の銀行またはクレジット会社と契約した加盟店（以下総称して「VISA加盟店」という）
③会員はカードを利用して当組合の指定する株式会社岐阜信販（以下「岐阜信販」という）で金銭の借入れ(以下「キャッシング」という）を受けることができます。

第6条（支払方法）

カードショッピングの利用代金、手数料並びにキャッシングの融資金及びその利息、その他本規約に基づく会員の当組合に対する一切の支払い債務金は、会員があらかじめ約定した当組合の指定する金融機関の預金口座から、口座振替の方法により支払うものとします。

第7条（期限の利益喪失）

- 会員は次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務全額の弁済を一時に履行するものとします。
 - 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当組合から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらずその期間内に支払わなかったとき。
 - 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
 - 差押・仮差押・保全差押・仮処分申立、または滞納処分を受けたとき。
 - 破産・民事再生手続・会社整理・特別清算・会社更生の申立を受けたとき、または自らこれらの申立をしたとき。
- 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当組合の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務全額の弁済を一時に履行するものとします。
 - 商品の購入及び役務提供が会員にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く）となる場合で、会員が分割支払金の支払を一回でも遅滞したとき。
 - 商品の譲渡・賃貸・質入れ或いは担保提供その他当組合の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
 - その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第8条（費用等の負担）

- 会員は、支払が遅延したことにより当組合が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替手続き回数1回につき200円、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき、200円を別に支払うものとします。
- 会員は、立替代金の支払遅滞等会員の都合により、当組合が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき、1,000円を別に支払うものとします。
- 会員は、当組合より第7条（1）項①号に基づく書面による催促を受けたときは、当該催告に要した費用を負担するものとします。

第9条（支払金の充当順位）

会員の返済した金額が本規約或いはその他の契約に基づき、当組合に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当組合の定める順序に従って充当するものとします。

第10条（カードの紛失・盗難）

- 会員がカードを紛失・盗難または覚えのない支払請求などにより、カードスキミング（コピーによる偽造カード）が発覚したときは速やかに当組合に連絡の上、最寄りの警察署または交番にその旨届けるとともに、当組合所定の届出用紙を提出するものとします。
- カードの紛失・盗難その他（カードスキミングを含む）の事由により他人に使用された場合の損害は、会員の負担となります。ただし会員がカード盗難保険に加入している場合は、カード保険約款の定めるところにより、その損害の全部もしくは一部が保険により補填されます。
- 前(2)項の規定にもかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、前(2)項の損害の全部を会員が負担するものとします。
 - 会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
 - 会員の家族・同居人・留守人等の関係者によって使用された場合。
 - 本規約に違反している状況において、紛失や盗難が生じた場合。
 - 戦争・地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。
 - 前（1）項の連絡・通知を当組合が受理した日の61日以前に生じた損害の場合。
 - 本規約第3条（3）項に該当する場合。
 - 会員が当組合または損害保険会社の請求する書類を提出しなかったり、当組合または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、または、損害防止軽減のための努力をしなかった場合。
 - その他会員が当組合または損害保険会社の指示に従わなかった場合。

第11条（カードの再発行）

カードは、紛失・盗難・毀損・滅失等により当組合が適当と認めた場合を除き再発行しないものとします。なお再発行の場合、会員は当組合のカード再発行手数料を支払うものとします。

第12条（脱会並びにカード使用停止と返却）

- 会員がその都合により脱会するときは、当組合所定の届出書により当組合宛に届出を行うものとし、同時にカードを返却いただき、本規約に基づく一切の支払債務を完済したときをもって脱会といたします。
- 会員が次のいずれかに該当した場合、当組合は会員に通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取消することができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することができます。
 - 入会時に虚偽の申告をした場合。
 - 本規約のいずれかに違反した場合。
 - カード利用による支払金等、当組合に対する債務の履行を怠った場合。
 - 会員の信用状態が著しく悪化したと当組合が認めた場合。
 - カード利用状況が適当でないとして当組合が判断した場合。
 - その他当組合が会員として不適格と判断した場合。
- 本人会員が前(1)項および(2)項に該当した場合には、家族会員も同様の措置を受けることとなります。
- 前(2)項に該当し、当組合または加盟店がカードの返却を求めたときは、会員は直ちにカードを返却するものとします。また当組合が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員が負担するものとします。

第13条（届出事項の変更）

- 会員は、当組合に届出た住所・氏名・電話番号・勤務先・指定預金口座等について変更が生じた場合には、遅滞なく所定の届出書により当組合に届け出るものとします。
- 前項の届出がないため、当組合から通知または送付書類その他のものが延着または不到達になっても、会員は当組合が通常到着すべきときに到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、前（1）項の住所・氏名の変更の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。

第14条（規約の変更・承認）

本規約の変更については、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

第15条（個人情報の収集・保有・利用・預託・提供）

- 個人情報の収集・利用
会員及びその配偶者（以下「会員等」という）は本契約（本申込を含む、以下同じ）を含む当組合と及び株式会社岐阜信販（以下「岐阜信販」という）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下個人情報）を当組合及び岐阜信販が保護措置を講じた上で収集・利用し、当組合及び岐阜信販が定める相当な期間保有することに同意します。
 - 所定の申込書等にご記入いただいた会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況
 - 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数
 - 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
 - 本契約に関する会員等の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため会員等が申告した会員等の資産、負債、収入支出、当組合及び岐阜信販が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- 個人情報の預託
会員等は、当組合及び岐阜信販が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲内で、必要な保護措置を講じたうえで個人情報を実当該業務委託先に預託することに同意します。
- 個人情報の公的機関等への提供
会員等は、当組合及び岐阜信販が各種法令の規定により個人情報の提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のため、必要がある場合に限り、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第16条（個人信用情報機関への登録・利用）

- 当組合及び岐阜信販が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員の個人情報が登録されている場合には、会員の支払能力・返済能力の調査のために、当組合及び岐阜信販がそれを利用すること、また、会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、契約者の支払能力・返済能力の調査のために、岐阜信販がそれを利用することに同意します。
- 契約者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当組合の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当組合が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、契約者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。
- 会員等に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、岐阜信販の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、岐阜信販が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、契約者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
①本契約に係る申込をした事実	当組合及び岐阜信販が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了日から5年間

- 当組合及び岐阜信販が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。
 - 名称：株式会社シー・アイ・シー（C I C）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
 - 所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1－23－7 新宿ファーストエスト15階
 - お問合わせ先：0120-810-414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/
- 当組合及び岐阜信販が加盟する個人信用情報機関（㈱シー・アイ・シー）と提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。
 - 名称：全国銀行個人信用情報センター
 - 所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1－3－1
 - お問合わせ先：03-3214-5020 ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
 - 名称：株式会社 日本信用情報機構
 - 所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館
 - お問合わせ先：0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/
- 上記(3)に記載されている当組合及び岐阜信販が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記の通りです。
 - 株式会社シー・アイ・シー
 - 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。
 - 契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名等契約内容に関する情報、等。
 - 利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等。
 - ※岐阜信販の場合、契約者に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報を含む。

第17条（個人情報の利用）

当組合及び岐阜信販の販促事業における宣伝物・印刷物の送付等営業のご案内のために、第15条（1）の①②の会員等の個人情報を利用していただきます。
なお、上記の具体的な事業内容についてはホームページにてご覧いただけます。
ホームページアドレス：http://www.nc-link.com/

第18条（個人情報の開示・訂正・削除）

会員等は、当組合及び岐阜信販と第16条で記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当組合及び岐阜信販は、利用目的の達成に必要な範囲内で速やかに訂正又は削除に応じます。

第19条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第15条及び第16条(3)の①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第20条（重要事項に不同意の場合）

当組合及び岐阜信販は会員等が本申込に必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本重要事項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第17条に同意しない場合でも、これを理由に当組合が本契約をお断りすることはありません。

第21条（利用中止の申出）

第17条の範囲内で当組合及び岐阜信販が会員等の個人情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の利用を中止する措置をとります。ただし、請求書等、業務上必要な書類に同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。

第22条（お問合わせ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申し出に関しましては、下記までお願いします。
〒500-8113 岐阜市金園町1丁目16番地
協同組合 エヌシーリンク ホームページアドレス：http://www.nc-link.com/ TEL 058-264-2181
株式会社 岐阜信販 登録番号 岐阜県知事(4)第1175号 TEL 058-264-6974

第23条（条項の変更）

本同意条項は法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第24条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地及び当組合の住所地を管轄する簡易裁判所或いは地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第25条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される諸法令により一定の手続きを必要とする場合には、当組合の求めに応じこれら諸法令の定めるところに従い必要な書類を提出し、また国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じていただきます。

第26条（準拠法）

会員と当組合との諸契約に関する準拠法、すべて日本国法が適用されるものとします。

第27条（協議事項）

この規約の条項を適用することについて疑義を生じたときは、当組合と会員の間で誠意をもって協議し、解決するものとします。

<ショッピング条項>

第28条（カードショッピングの利用方法）

会員は本規約の承認の上、NC加盟店及びVISA加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、商品の購入とサービスの提供を受けることができます。尚、売上票への署名に代えて加盟店に設置されている端末機等、所定の手続きに従っていただく場

合もあります。ただし、当組合が特に認めた場合は、カードの提示を省略するなどこれに代わる方法によりカードショッピングが利用できるものとします。

第29条（債権譲渡・立替払いの承諾等）

1．会員は、三井住友カードが以下の立替払い又は債権譲渡を行う事、および、以下の債権について、当組合が三井住友カードに対して立替払いを行うことを予め承諾するものとします。

①VISA加盟店等でのカードの利用（会員番号による利用を含む）により生じ、三井住友カードがVISA加盟店等若しくは他のクレジットカード会社等への立替払い又はVISA加盟店若しくは他のクレジットカード会社等からの債権譲渡により所得した債権（これらの場合、三井住友カードが適当と認めた第三者を経由する場合があります）

2．会員は、第29条各号の定めにより三井住友カードが取得した債権について、当組合または三井住友カードが必要又は適当と判断した場合には当組合から三井住友カードに対する立替払いが行われず、三井住友カードが直接会員に対し支払を請求する場合があることを予め承諾するものとします。

3．会員は、前項その他必要な場合には、当組合が三井住友カードに対し、支払い請求・回収等のために必要な個人情報を提供することを予め承諾するものとします。

第30条（所有権留保に伴う特約）

会員は、会員がカード利用により購入した商品の所有権が、当該商品の立替払に係る債務が完済されるまで当組合に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。

①善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、譲渡・賃貸・質入或いは担保提供その他、当組合の所有権を侵害する行為をしないこと。
②商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当組合に連絡するとともに、当組合が商品を所有していることを主張・証明してその排除に努めること。

第31条（カードショッピング利用代金の支払方法）

(1) カードショッピングの利用代金の支払方法は、NC加盟店、VISA国内加盟店及びVISA国外加盟店により下の表の通りとします。

	日本国内加盟店	日本国外加盟店
NC加盟店	・1回払～24回払・リボルビング払 ・ボーナス一括払・ボーナス併用払	
VISA加盟店	・1回払～24回払・リボルビング払 ・ボーナス一括払	・1回払

(2) 会員は、利用代金に分割払手数料を加算した額（以下「分割支払金合計」という）を毎月15日に締切、あらかじめ約定した支払日及び支払方法により支払うものとします。

(3) 会員の日本国内外におけるカードショッピング利用代金は、所定の売上票、または伝票記載の外貨額をVISAが加盟するVISA International所定の方法で円貨に換算のうえ、国内でのカードショッピング利用代金と同様の方法によりお支払いいただきます。

(4) 分割支払金の支払いは下記の条件のうちから会員がカード利用の都度指定するものとします。

①支払回数・支払期間・実質年率・分割払手数料は下記の通りとなります。

支払回数	1回	2回	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回	ボーナス一括
支払期間(月)	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	0
実質年率(%)	－	－	12.20	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96	14.96	－
利用代金100円当たりの手数料額(円)	－	－	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	－

※ボーナス併用払いの場合、上記実質年率と異なることがあります。

②分割払の場合、ショッピングの分割支払金合計は利用代金に上記の分割払手数料を加算した金額となります。また月々の分割支払金はショッピングの分割支払金合計を支払回数で除した金額となります。ただし月々の分割支払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。

（支払例：ご利用代金50,000円、10回払いの場合）
分割払手数料 50,000円×（6.80円／100円）=3,400円
支払金合計 50,000円+3,400円=53,400円
月々の支払金 53,400円÷10回=5,340円

③ボーナス併用分割払のボーナス支払月は8月または1月とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。ただし、ボーナス支払月の加算総額は1回当たりのカード利用代金の50％以内とし、ボーナス併用回数で均等分割し、その金額を毎月の分割支払金に加算してお支払いいただきます。

④ボーナス一括払の支払月は8月と1月とします。なお、お取扱期間は当組合所定の期間に限らせていただき、ボーナス月に一括してお支払いいただきます。

⑤分割払手数料の料率は金融情勢等の事情により変更されることがありますのでご了承ください。

(5) リボルビング払いの場合

①会員がリボルビング払いを指定した時は毎月の締切日時点における残債務額に対して毎月②に定める金額を支払うものとします。

②リボルビング払いの月々の返済表

締切日時点の残高	10万円以下	100,001円～200,000円	200,001円～300,000円
月々の支払額	5,000円	10,000円	15,000円

*以後10万円増す毎に5千円ずつ加算されます。
*リボルビング払いの手数料：実質年率15.0％
*ご利用日から最初の締切日までの期間は手数料計算の対象に成りません。

(例) 〈4月15日に12,000円利用された場合〉

第1回目お支払日5月8日、弁済金5,000円(内手数料113円＝12,000×15.0％×23÷365)、元金4,887円＝5,000円－113円
第2回目お支払日6月8日、弁済金5,000円(内手数料90円＝7,113×15.0％×31÷365)、元金4,910円＝5,000円－90円
第3回目お支払日7月8日、弁済金2,230円(内手数料27円＝2,203×15.0％×30÷365)、元金2,203円

*一年を365日として計算します。 *手数料は金融情勢等の変動により改定させていただくことがございます。

第32条（遅延損害金）

(1) 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益の喪失の翌日から完済に至まで分割支払金合計の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、支払回数が2回払い未満の場合は、分割支払金合計の残金全額に対し、年14.6％(一年を365日とする)日割り計算。以下同じ)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(2) 会員が分割支払金の支払を遅滞したとき(前(1)項の場合を除く)は、支払期日の翌日から支払日に至るまでの当該分割支払金に対し、年14.6％を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、支払日までの期間が2ヶ月を超え、支払回数2回払い以上の場合の当該遅延損害金は、分割支払い金合計の残高全額に対し商事法定利率を乗じた額を超えないものとします。

第33条（商品の引取り及び評価・充当）

(1) 会員が、第7条により期限の利益を喪失したときは、当組合は留保した所有権に基づき商品を引き取ることができるものとします。
(2) 会員は、当組合が前(1)項により商品を引き取ったときは、会員と当組合が協議の上決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは、会員と当組合の間で直ちに精算するものとします。

第34条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

会員は、見本・カタログ等により申込をした場合において、引渡された商品及び役務(以下「商品等」という)が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品の交換を申出るか、または売買契約の解除ができるものとします。

第35条（支払停止の抗弁）

(1) 会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるときまでの間、当該事由の存する商品等について、支払を停止することができるものとします。

①商品等の引渡しがなされないこと。
②商品等に破損・汚損・故障・その他の瑕疵があること。
③その他商品等の販売について、加盟店に対して生じている事由があること。
(2) 当組合は、会員が前(1)項の支払の停止を行う旨を当組合に申出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
(3) 会員は、前(2)項の申し出をするときは、あらかじめ前(1)項各号の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
(4) 会員は、前(2)項の申し出をするときは、速やかに前(1)項各号の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当組合に提出するよう努めるものとします。また当組合が前(1)項各号の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
(5) 前(1)項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。
①売買契約が会員にとって商行為(業務提供誘引販売取引に係るものを除く)であるとき。
②1回のカード利用に係わる支払総額が4万円に満たないとき。
③会員による支払の停止が信義に反すると認められたとき。
④割賦販売法に規定される支払役務・指定権利以外に利用したとき。
(6) 会員は、当組合がカードショッピングの支払金の残額から前(1)項による支払停止に相当する額を控除して請求したいときは、控除後のカードショッピングの支払金の支払を継続するものとします。

第36条（早期完済の場合の特約）

会員が、第31条による分割支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で未払利用代金金額を一括して支払いをするときは、会員は当組合所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち金利相当額の払戻を当組合に請求できるものとします。

第37条（継続的利用代金の支払手段としての利用手続き）

会員は、当組合が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種別変更等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたとき若しくは退会・会員資格の取消し等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当組合が必要であると判断したときに、会員に代わって当組合がカードの会員番号・有効期限等の変更情報及び無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当組合以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当組合から複数のカードを貸与している場合には当組合が貸与している別カードへの変更を含むものとします。

（タクシーチケット条項）

第38条（タクシーチケットの利用方法及び紛失・盗難）

(1) 会員は、本規約を承認の上、当組合に加盟するタクシー会社のタクシーに乗車した場合タクシーチケット券面に乗車日・乗車区間・料金・氏名(署名または捺印)を記入のうえ乗務員に交付することによりサービスの提供を受けることができます。
(2) タクシーチケットの紛失・盗難その他の事由により他人に使用された場合の損害は会員の負担になります。

第39条（タクシーチケットの利用限度額および有効期限）

タクシーチケット1枚で利用できる金額および有効期限はタクシーチケット券面に表示してありますが、1回の乗車料金がその限度額を超える場合は、3枚を限度として使用することができます。

（キャッシング条項）

第40条（キャッシングの利用）

(1) 会員は、カードショッピングとは別に当組合及び岐阜信販が認めた場合は、下記のいずれかの方法によりキャッシングができます。
①会員が岐阜信販所定の現金自動預払機（以下「ATM」という。）を使用した場合。
②会員が岐阜信販の指定する窓口カードを提示し、所定の申込手続をした場合。
③その他、岐阜信販所定の方法による場合。
(2) キャッシングの利用可能額は、キャッシングの都度岐阜信販が定める本会員の利用可能額の範囲内で家族会員も利用できるものとし、別に通知します。

第41条（現金自動預払機（ATM）利用時の手数料）

(1) 会員は岐阜信販所定のATMを使用してキャッシングを利用した場合、岐阜信販所定のATM手数料を負担するものとします。
(2) ATM手数料は、利用金額が1万円以下の場合は100円（税別）、1万円を超える場合は200円（税別）とします。

第42条（キャッシングの支払方法）

(1) キャッシング利用代金は、毎月15日に締切り、会員があらかじめ指定した支払日及び支払方法により融資金に利息を加えた金額を支払うものとします。

(2) キャッシング利用による融資金は、1万円単位とし、返済方法は1回払い、回数指定の分割払い（元利均等分割方式）・定額リボルビング払い(残高スライド定額リボルビング方式)とします。

(3) 1回払、分割払の場合

利息の計算は以下の通りとします。利用日から1回払い及び分割払いの初回返済日までの期間中に端数日数がある場合は、1年を365日(閏年は366日)とし利用日または前回返済日から支払日までの日割で利息を計算します。最終返済額は、最終元金残高にその1ヶ月分の利息を加えた金額とします。

支払回数	1回	2回	3回	6回	10回	15回	20回	定額リボ払い
支払期間(ヶ月)	1	2	3	6	10	15	20	1～30
実質年率(%)				17.95				

(4) 定額リボルビング払いの場合

①会員が定額リボルビング払いを指定したときは毎月の締切日時点における残債務額に対して毎月②に定める金額を支払うものとします。利息の計算は以下の通りとします。（実質年率17.95％）。利用日から初回返済日までの期間中に端数日数がある場合は、1年を365日(閏年は366日)とし、利用日から返済日までの日割で利息を計算します。

②定額リボルビング払いの月々の返済表

利用残高	200,000円以下	200,001円以上～400,000円以下	400,001円以上～500,000円以下
月々の支払額	10,000円	20,000円	30,000円

(5) キャッシング利用による融資金及び利息・損害金等の請求・催告・受領等の債権管理業務については、当組合が岐阜信販に代わって代行します。

(6) 利息の利率は、金融情勢の変動等により変更されることがありますのでご了承ください。

(7) 貸金業法第43条の要件を満たさない場合で、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分についての支払義務はございません。

第43条（繰り上げ返済）

(1) 会員は第42条による返済のほか、当組合所定の方法により随時に一部繰り上げ返済することができます。

(2) 残債務全額を返済する場合は、残元金と入金日までの利息を支払うものとします。

第44条（期限の利益の喪失）

会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然にキャッシング利用による債務について期限の利益を失い、直ちに残元金全額と利息・損害金を支払うものとします。（但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。）

①当組合或いは岐阜信販に対する他の債務の履行を遅滞したとき。
②前42条に基づく債務の履行を遅滞したとき。

第45条（遅延損害金）

会員がキャッシング利用による第42条に基づく債務の履行を遅滞したときは、遅滞した分割元本額に対して支払期日の翌日より支払履行日に至まで、また期限の利益喪失の場合は、残債務全額（元本分）に対して期限の利益喪失の日より完済の日に至まで、年19.94％の遅延損害金を岐阜信販に支払うものとします。

第46条（準用規定）

本規約の第1条から第27条は、タクシーチケット及びキャッシングに、また第31条及び第36条についてはタクシーチケットに準用するものとします。

第47条（マンスリーステートメントの承諾）

会員は、当組合が適当と認めた日より、当組合が貸金業法第17条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面、及び貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を当組合が交付できることを承諾するものとします。

※貸金業法施行日以前に入会した本会員は、当組合から上記に関する通知もしくは上記を含む本規約の送付を初めて受けた場合、1ヶ月以内に異議を申し立てることができるものとします。

第48条（反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意）

私（会員の名義人）は、貴組合及び岐阜信販との取引に際し次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をしまたは①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止され、または通知によりこのカード取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でもいっさい私の責任といたします。

①現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業 5. 総会屋等 社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 6. その他前各号に準ずる者

②自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為 5. その他前各号に準ずる行為

（特約条項）

第49条（代金決済に関する特約）

(1) 本規約第6条の定めにかかわらず、VISA加盟店でのカードショッピング、およびVISA支払機、VISA金融機関でのキャッシング利用等による代金、手数料、利息等の債権は当組合及びVISAの都合により、VISAが本会員の預金口座から口座振替もしくは会員がVISA指定の預金口座へ振込む等、VISAが別途定めた方法によりお支払いいただくことがあります。この場合、VISAに支払うべき債務の支払期日は、締切日を毎月15日とし、翌月10日(当日が金融機関休業日の場合、翌営業日)とします。

(2) 前項の場合、VISAから当組合への債権の譲渡は行われないものとし、会員はVISAが当該債権の債権者であることをあらかじめ承諾するものとします。またこの場合第30条に定めるVISA加盟店より購入した商品の所有者がVISAに留保されることを認めるものとします。

【相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡下さい。
2. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面（第35条（4）項）については、下記におたずね下さい。
協同組合 エヌーリンク 〒500-8113 岐阜市金園町1丁目16番地 電話：（058）264-2181
3. キャッシングについてのお問い合わせは、下記株式会社岐阜信販におたずね下さい。
株式会社 岐阜信販 〒500-8113 岐阜市金園町1丁目16番地 電話：（058）264-6974
登録番号 岐阜県知事(4)第1175号 日本貸金業協会会員 第002609号

指定紛争解決機関

株式会社岐阜信販の金融ADR制度における指定紛争解決機関 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
所在地 〒108-0074 東京都港区高輪3-1-9-15 電話：0570-051-051 URL：http://www.j-fsa.or.jp/